令和7年度 第2回 市有地の一般競争入札売払 募集案内書

申込受付期間

10月17日(金)~10月24日(金)

入札日

11月14日(金)

[問い合わせ先]

札幌市財政局管財部管財課

電話 011-211-2235 (直通)

https://www.city.sapporo.jp/kanzai/uriharai/

令和7年度第2回一般競争入札売払物件リスト

物件 番号	所 在	地 番	地 目	面積	(m²)	最低売却 価格(円)	入札保証 金額(円)
N 8	札幌市中央区北3条西27丁目	375-43、-83	宅地	359. 06	(108坪)	256, 000, 000	5,000,000
N 9	札幌市豊平区豊平5条11丁目	1-15	雑種地	1, 094. 86	(331坪)	225, 500, 000	5,000,000
N10	札幌市西区発寒7条7丁目	564-4	宅地	1, 199. 98	(362坪)	144, 720, 000	5,000,000
N11	札幌市手稲区新発寒2条4丁目	1132-197	宅地	119. 23	(36坪)	12, 200, 000	500,000
N12	札幌市白石区北郷5条5丁目	5-3	宅地	215. 03	(65坪)	17, 460, 436	500,000

※地目は登記地目です。

※面積は実測値、坪表示は概算です。

※これらの物件は、予告なく中止または変更される場合がありますのでご容赦ください。

目 次

0 :	令和7年度第2回一般競争入札 売払物件リスト
0	目次
0	申し込みから登記済関係書類の受領まで1
0	申し込み3
1	申込資格
2	申し込みできる物件数 3
3	所有権の共有を希望される場合3
4	売払物件の現地確認3
5	希望物件の資金計画3
6	申し込みに必要な書類4
7	申込方法4
8	申込受付期間4
9	申込先4
0 .	入札保証金の納付 5
1	入札保証金
2	入札終了後の入札保証金の返還等 5
0 .	入札
1	入札日時•入札会場
2	入札当日に必要な持ちもの 5
3	無効となる入札
0 1	開札 • 落札者の決定 ······ 6
1	開札6
2	落札者の決定
3	- 入札結果の情報公開 ······· 6

○ 契約保証金の納付、契約の締結	7
1 契約•契約保証金	7
2 契約締結期限	7
3 契約場所	7
4 契約時に必要な持ちもの	7
〇 売買代金の納入、所有権移転の登記等	7
1 物件の境界標等の確認と引き渡し	7
2 所有権の移転時期	8
3 売買代金の支払方法	8
4 売買代金の納入期限	8
5 所有権移転の登記に必要な書類	8
6 所有権移転の登記、登記済関係書類	8
〇 随時募集売払(先着申込者への売り払い)	9
〇 公有財産売買契約書(標準様式)	1
〇 契約時の主な留意事項	1 6
1 公有財産売買契約書の物件の表示	1 6
	1 6
3 契約解除する場合の留意事項	1 6
4 損害賠償	1 6
〇 関係書類の記入例	1 7
1 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書	1 7
	18
3 入札書	1 9
4 委任状	20
5 役員名簿	2 1
〇 物件説明書の読み方	23
○ 物件説明書(物件の詳細情報 N8~N12	2)25

○ よくある質問 Q&A ······3 {	5
Q1 申込書は、他人が持っていってもいいですか? 35	5
Q2 市税等の滞納による差し押さえ物件はあるのですか? 35	5
Q3 重要事項説明書はもらえますか? ······3 5	5
Q4 落札した場合に、もし融資が決まらなくて契約することができなく	
なったら違約金は発生しますか?	5
Q5 銀行の融資を受けるためには、融資日に抵当権を設定する必要がある	
のですが、同日に所有権移転の登記をしてもらえますか? 36	ි
Q6 街路樹が物件の目の前にあるのですが、撤去してもらえますか? … 36	3
Q7 物件説明書に記載がなかった事柄により、新たな費用負担が発生しま	
すが、この費用を負担してもらうことは可能ですか? 3 6	3
Q8 購入した物件をすぐに転売してもいいですか? 36	ි
Q9 土地の売買代金のほかに、どのような費用が必要ですか? 37	7
〇 申し込みや入札会場へ行く前の書類チェック3 8	3
〇 入札執行の流れ(参考図)3 9	9
○ スケジュールカレンダー(参考) ·············4 2	2

申し込みから登記済関係書類の受領まで

- 一般競争入札とは、1つの入札物件に不特定多数の購入希望者を募った うえで入札してもらい、市が設定する最低売却価格以上で最高価格の札を 入れた方を売り払いの相手とする方法です。
 - 一般競争入札の物件を購入する流れは以下のとおりです。

詳細につきましてはそれぞれに示すページをご覧ください。

1 募集案内書を読む

- この募集案内書を最後までよく読んで、お申し込み に備えてください。
- 物件説明書を必ずご覧ください。この物件説明書を 参考に都市計画法や建築基準法等による制限を確認 してください。

配布開始日

令和7年9月12日(金)~

2 物件を見に行く

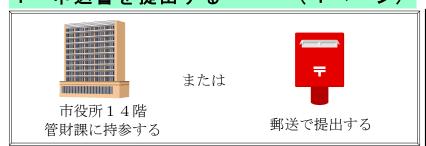
(3ページ)

○ 事前に現地の状況を確認してください。なお、物件 説明書に記載してある事項と現状に差異がある場合 は、<u>現状で売り払います</u>。また、貸付を行っている物 件は、引き渡しまでに貸付を終了いたします。

3 申込書類を準備する (4ページ)



4 申込書を提出する (4ページ)



申込受付期間

令和7年10月17日(金)~ 令和7年10月24日(金)

※郵送申込は期間必着!!

5 入札保証金を納める

(5ページ)

- 入札に参加するには、入札前までに入札保証金を納めなければなりません。申込後に郵送する納付書で、 表紙裏面の「一般競争入札売払物件リスト」記載の入 札保証金額を納めてください。
- 落札された方の入札保証金は、契約保証金に充当いたします。落札できなかった方の入札保証金は、指定の金融機関口座へ振込みます。

入札保証金納付期限

令和7年11月14日(金)の 入札前まで

納付金額(入札保証金)

売払物件リストの表示金額

6 入札に参加する

(5、6ページ)

- 事前に通知する入札開始時刻の 20 分前までに受付会場 にお越しいただき、受付してください。
 - ※入札開始時刻についてのお知らせは、申込締切後 1週間以内に通知する予定です。

入札日時

令和7年11月14日(金) 午前10時から(詳細は後日連絡)

受付会場 (予定)

札幌市役所本庁舎 14階1号会議室

7 契約を締結する

(フページ)

- 落札者は、契約締結期限までに管財課で契約をして ください。
- 契約保証金は入札保証金を充当いたしますので、あらためて納める必要はありません。なお、契約を締結しない場合は、入札保証金は返還いたしません。

契約締結期限

令和7年12月1日(月)

8 売買代金を納入する (7、8ページ)

- 売買代金は落札金額から入札保証金(契約保証金) 額を差し引いた額を納めていただきます。
- 契約された物件の所有権は、売買代金を完納したと きに市から契約者へ移転し、同時に現状のまま引き渡 します。

売買代金納入期限

契約締結日から21営業日後まで

- ※ 営業日とは・・・地方公共団体の休日を除く日
- ※ 休日=十日祝日、年末年始12/29~1/3

9 登記済関係書類を受領する (8ページ)

札幌市財政局管財部管財課 登記済関係書類



管財課で登記済関係書類をお渡しします。お渡しの際、登記済関係書類受領 書を提出していただきます。



登記済関係書類は、領収書等 の提出を受けてから、通常 10 日~14 日ほどでお渡しできま す。

申し込み

1 申込資格

次の項目に該当する方は、お申し込みいただくことができません。

- 1 売買契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人等)
- 2 破産者で復権を得ていない者
- 3 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員または 同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- 4 過去の市有地の申し込みにおいて、正当な理由がなく契約を締結せず、または契 約内容を履行しなかった者で当該事実があった後2年を経過していない者
- 5 日本語の理解が完全でない者
- ※ 未成年者や、被保佐人、被補助人でも法定代理人の同意を得ている方はお申し込みいただ くことができます。

2 申し込みできる物件数

複数の物件をお申し込みいただけます。ただし、同一物件について、同一参加者が重複して申し込むことはできません。

3 所有権の共有を希望される場合

共有者の添付書類を添えて申込書を連名で提出してください。申込受付期間終了後は、申込書 の内容を変更することはできません。

4 売払物件の現地確認

物件説明書の記載事項は、<u>調査時点における一般的な調査内容を列挙しているもので、全ての</u>事柄を網羅しているものではありません。<u>現時点で変更されている場合もあるため</u>、**必ずご自分で現地や各規制を確認してください。現状と差異が生じた場合には現状を優先します。**

なお、貸付を行っている物件については、引渡しまでに貸付を終了いたします。

5 希望物件の資金計画

ご希望の物件が見つかりましたら、その物件説明書の内容をよく把握していただき、資金計

画を立ててください。落札日からおよそ40日の間に売買代金を納めていただくことになります。

6 申し込みに必要な書類

入札参加申込書兼入札保証金返還請求書に、次の書類を添えて提出してください(指定の様式は下記の管財課ホームページからダウンロードできます)。

提出書類に不備がある場合は受付できません。添付書類は、提出目前3ヶ月以内に発行されたものといたします。なお、提出書類はお返しいたしません。

URL; https://www.city.sapporo.jp/kanzai/uriharai/youshiki/youshiki.html

【個人が申し込む場合】

○ 住民票(本籍が記載され、マイナンバーの記載のないもの) 1 通

【法人が申し込む場合】

- 登記事項証明書(履歴事項証明書または現在事項証明書) 1 通 ※複数の物件に申し込む場合は、2 物件目以降はコピーでの提出可。
- 役員名簿(札幌市指定様式) 1通※生年月日欄は必ず和暦で記入してください。※参加申込期間内に役員名簿の変更がある場合は、その旨お知らせください。

7 申込方法

申し込みに必要な書類を下記申込先まで持参又は郵送により提出してください。

8 申込受付期間

令和7年10月17日(金)~ 令和7年10月24日(金)

- 受付時間は午前9時~午後5時(ただし、午後0時~午後1時を除きます)
- 土日祝日を除く
- 郵送による申込の場合は、申込受付期間中の必着とします。

9 申込先

札幌市財政局管財部管財課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階南側 電話番号 011-211-2235

入札保証金の納付

1 入札保証金

この募集案内書の表紙裏面の「一般競争入札売払物件リスト」に表示している入 札保証金額を、申込後に郵送する納付書により指定する金融機関で納めていただきま す。入札前までに忘れずに納めてください。入札当日受付で領収書を確認させていた だきます。

2 入札終了後の入札保証金の返還等

落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金へ充当いたします。 それ以外の方の入札保証金は、後日指定された金融機関口座へ振り込みます。 なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしませんので、 ご注意ください(地方自治法第 234 条)。

入札

1 入札日時・入札会場

【入札日時】令和7年11月14日(金)午前10時00分から

※ <u>各物件の入札開始時刻については、参加申し込みをされた方へ申込締</u> 切後1週間以内に通知する予定です。

【受付会場及び控室】札幌市役所本庁舎 14 階 1 号会議室

【入札会場】札幌市役所本庁舎 14 階入札室

※ 入札開始時刻の20分前までに、受付会場へお越しください。

|2| 入札当日に必要な持ちもの

- 1 入札保証金の領収書の原本とコピー (コピーは受付で提出していただきます。)
- 2 入札書(記名押印のあるもの)
- 3 委任状(代理人が入札する場合(<u>申込者ではない法人の役員・従業員等が入札に参</u>加する場合を含む)。記名押印のあるもの)

※入札書及び委任状の様式は下記の管財課ホームページからダウンロードできます。

URL; https://www.city.sapporo.jp/kanzai/uriharai/youshiki/youshiki.html

3 無効となる入札

次の入札は無効となりますのでご注意ください。

- 1 入札者(代理人)の記名押印がなされていない入札書を提出した入札
- 2 入札金額に訂正のある入札書を提出した入札
- 3 記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない入札書を提出した入札
- 4 鉛筆等の訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札
- 5 入札者(代理人)が2通以上の入札書を提出したときのそのすべての入札
- 6 入札者及び代理人がそれぞれ入札をしたときのその双方の入札
- 7 他の入札者の代理人を兼ね、又は二以上の者の代理人として入札したときのそのすべての入札
- 8 その他入札に関する条件に違反した入札

開札・落札者の決定

1 開札

入札終了後、入札会場にて開札します。

2 落札者の決定

開札後、次の条件により決定いたします。

- 1 有効な入札を行い、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した方を落札者とい たします。
- 2 落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者 を決定いたします。

3 入札結果の情報公開

全入札者の入札金額及び入札者名(個人の場合は落札者名のみ)を管財課のホームページに公開いたします。

URL; https://www.city.sapporo.jp/kanzai/uriharai/list/kekkalist.html

契約保証金の納付、契約の締結

1 契約・契約保証金

契約締結期限までに契約を締結します。

契約するにあたり、入札保証金は契約保証金へ充当します。

なお、契約を解除することになった場合、原則、契約保証金は返還しませんので、 ご注意ください(詳しくは契約書第3条、第4条、第15条を参照)。

2 契約締結期限

令和7年12月1日(月)

3 契約場所

札幌市財政局管財部管財課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階南側

4 契約時に必要な持ちもの

- 1 印鑑(印鑑登録印)
- 2 印鑑登録証明書(個人)又は印鑑証明書(法人) 1通
- 3 身分証明書(個人の場合のみ。本籍地の市町村の戸籍担当窓口等で発行) 1 通
- 4 収入印紙 (売買代金に応じた額分)

売買代金の納入、所有権移転の登記等

1 物件の境界標等の確認と引き渡し

境界標等の確認は、契約締結前にお渡しする物件概要説明書の参考資料にて行うこととし、原則、現地立ち合いは行いません(希望される場合は実施できます)。

引き渡しは所有権の移転完了と同時に現状のままで行いますので、物件概要説明書の内容と状況が異なる場合は、所有権移転日までにご連絡ください。必要に応じて現地立ち会い等を実施し相違点を両者で確認します。なお、土地を囲っている木または金属管による管理用柵についても現状引き渡しとなり、札幌市では撤去いたしません(売地看板は札幌市が撤去します)。

2 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金(延滞金を含む。)を完納したときに札幌市から契約者へ移転いたします。

3 売買代金の支払方法

売買代金(落札金額から契約保証金(入札保証金と同額)を差し引いた残金)を札幌 市がお渡しする納入通知書により指定する金融機関にて一括納入してください。

4 売買代金の納入期限

契約締結日から21営業日後まで

納入期限を過ぎて納入した場合、年率14.6%の延滞金がかかりますのでご注意ください。

5 所有権移転の登記に必要な書類

- 1 売買代金の領収書(写)(売買代金が完納されたことを確認します)
- 2 登録免許税の領収証書(原本) ※登記申請の際に法務局へ提出します。提出後は返還されません。

|6| 所有権移転の登記、登記済関係書類

必要な書類を提出していただいた後、札幌市が所有権移転の登記手続きを行い、登 記済関係書類ができ次第、管財課でお渡しいたします。

随時募集売払(洗着申込者への売り払い)

1 申込資格

一般競争入札の申込資格(3ページ 1)と同様です。

2 対象物件

一般競争入札のお申し込みがなかった物件を対象とします。なお、上記の状況にあっても実施しない場合がありますので、入札後に管財課ホームページでご確認ください。

3 売払価格

<u>公表している最低売却価格以上</u>といたします。ただし、落札者が契約を締結しなかった物件は、落札額以上といたします。

4 申し込みできる物件数

複数の物件をお申し込みいただけます。ただし、随時募集売払に関して、申し込みを 取り消したり、契約締結を辞退した場合、または契約を解除された場合は、当該事実の あった日から1年間は同一物件にお申し込みできません。

5 所有権の共有を希望される場合

共有者の添付書類を添えて申込書を連名で提出してください。

6 申し込みに必要な書類

随時募集売払申込書(様式は管財課ホームページからダウンロードできます)に添付書類(一般競争入札の申し込み(4ページ6)と同様)を添えて提出してください。

7 申込方法

申し込みに必要な書類を下記申込先まで持参により提出してください。

8 契約者の決定・契約保証金の納付

契約者の決定	6の書類を <u>不備なく最初に持参した方を契約者に決定</u> します。 ※先着順としているため、郵送では受付していません。					
		契約締結までに、契約保証金として最低売却価格に応じた次の金額 を札幌市がお渡しする納付書で納めていただきます。				
	最低売却価格	契約保証金の額				
契約保証金の納付	5000 万円未満	10 万円				
	5000 万円以上1億円未満					
	1 億円以上 5 億円未満	100 万円				
	5 億円以上 10 億円未満	500 万円				

9 契約締結期限・契約時に必要な持ちもの・売買代金の納入期限

契 約 締 結 期 限	売払決定通知日から 10 営業日以内に契約していただきます。					
	1 印鑑(印鑑登録印)					
	2 印鑑登録証明書又は印鑑証明書 1通					
契約時に必要な持ちもの	3 身分証明書(個人の場合のみ)(本籍地市町村の戸籍 担当窓口等が発行する証明書を指します。) 1 通 4 収入印紙(売買代金に応じた額分) 5 契約保証金の領収書					
売買代金の納入期限	明限 契約日から 30 営業日以内に売買代金を納めていただきます。					

10 物件の現地立ち会いと引き渡し・所有権の移転時期・所有権移転の登記

一般競争入札と同様です(7、8ページ)。

11 申込受付予定期間:申込先

【受付予定期間】 令和7年11月21日(金)~

- ※ 土日祝日は除きます。
- ※ 都合により、予告なく随時募集を終了する場合がありますので予めご了承ください。

【受付時間】 午前9時~午後5時(ただし、午後0時~午後1時を除きます)

【申 込 先】 札幌市財政局管財部管財課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 14 階南側

電話 011-211-2235

公有財産売買契約書

1 物件の表示

	所在	地番	地目	実測面積	公簿面積
土					
地					
	<i>)</i>				
建					
物					

2 契約金額及び支払方法

A	売	買	代	金					円
В	契	約	保 証	金	入札保証金を充当する。				田
Сź	きし引	き金額	額(A –	-В)	支払期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日				円

3 その他約定事項

	内容
所有権移転・引渡し	上記Cを完納したときに、行われたものとする。
契約に必要な費用	買主が収入印紙代 〇〇,〇〇〇円を負担する
登記に必要な費用	買主が登録免許税を納付する。

札幌市(以下「売主」という。)と〇〇〇〇(以下「買主」という。)とは、公有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売主は、標記物件(以下「売買物件」という。)を買主に売り渡し、買主は、これを所在及び面積を確認して売 主から買い受ける。

(売買代金)

- 第3条 売買代金は、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。
- 2 買主は、前項の売買代金から次条第1項の契約保証金を差し引いた金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円を、売主の発行する 納入通知書により令和〇〇年〇〇月〇〇日までに一括納入しなければならない。

(契約保証金)

- 第4条 買主は、契約締結までに契約保証金として、金○○,○○○,○○○円を売主に支払うものとする。
- 2 前項の契約保証金は、既に納付済の入札保証金から全額を充当するものとする。
- 3 売主は、買主が前条第2項に規定する義務を履行したときに、契約保証金の全部を売買代金の一部に充当する。 (所有権の移転及び売買物件の引渡し)
- 第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金(指定期限までに売買代金を納入しない場合にあっては、第13条第1項 第2号に規定する違約金を含む。)を完納したとき、売主から買主へ移転する。
- 2 前項の規定により所有権が移転したとき、同時に売買物件を現況で引渡し(以下単に「引渡し」という。)が行なわれたものとする。

(従物の帰属)

第6条 本物件に従属する樹木・塀等は、本契約に特段の定めがない場合は買主に帰属する。

(登記の嘱託)

- 第7条 売主は、第5条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したときは、買主の請求により、遅滞なく所有権移 転の登記を嘱託するものとする。
- 2 前項の登記の嘱託に要する費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

- 第8条 本契約締結の時から第5条第2項に規定する引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の売主又は買 主のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契 約の履行が不可能となったときは、売主及び買主は書面により通知して、本契約を解除することができる。また、買主 は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。
- 2 売主は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、売主は、売買物件を修補して買主に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、買主は、売主に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(特約条項)

第9条 買主は、売買物件が売買契約書添付の物件概要説明書等(別紙)に記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

- 第9条の2 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。
- (1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる 方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、買主は、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。
- 4 前条(特約条項)の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

- 第10条 買主は、この物件を札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。
- 2 買主は、この物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 3 買主は、前項の第三者がこの物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。
- 4 買主は、この物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は、同項の使用の禁止をまぬがれるものではない。
- 5 買主は、前項の第三者が新たな第三者にこの物件を使用させる場合も同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

(風俗営業等の禁止)

- 第11条 買主は、引渡しの日から5年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業その他これに類する業の用に供してはならない。
- 2 買主は、引渡しの日から5年以内にこの物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の 使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 3 買主は、引渡しの日から5年以内にこの物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は同項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

(実地調査等)

第12条 売主は、前2条に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、買主に対し履行の状況を確認するために 質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める ことができる。

- 2 買主は、売主から要求があるときは、前2条に規定する内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの物件の利用状況等を直ちに売主に報告しなければならない。
- 3 買主は、正当な理由なく前2項に規定する調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠っては ならない。

(違約金)

- 第13条 買主は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に規定する金額を違約金として売主に支払わなければならない。
- (1) 第10条又は第11条に規定する義務に違反したときは、売買代金の30パーセントに相当する金額
- (2) 買主は、第3条第2項に規定する義務を履行せず指定する期限後に納める場合は、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年14.6パーセントの利率で計算した金額
- 2 買主が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力 団関係者」という。)に該当することが売買物件の引き渡し後に判明したときは、買主は、売買代金の30パーセント に相当する金額を違約金として売主に支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

- 第14条 売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、催告しないで、この契約を解除することができる。
- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 暴力団関係者に該当することが判明したとき。

(返還金等)

- 第15条 売主は、この契約を解除したときは、買主が支払った契約保証金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は買主に返還する。
- (1) 売主の責めに帰す事由により、契約を解除するとき。
- (2) 所有権が移転する前において、天災地変その他の事由により売買物件が滅失又は損傷し、売主の責任において原 状回復することが困難であるとき。
- 2 売主は、この契約を解除したときは、既に受領済みの売買代金を買主に返還するものとする。ただし、当該返還金に は利息を附さないものとする。
- 3 売主は、この契約を解除したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。
- 4 売主は、この契約を解除したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に投じた必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(原状回復及び返還)

- 第16条 買主は、売主が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、売主の指示するところにより、売買物件を 引渡し時の状態に回復したうえで、売主に返還しなければならない。
- 2 前項の場合において、買主は、滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、 その損害賠償として売主の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。
- 3 買主は、第1項に規定するところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、当該物件の 所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、買主に請求することができるものとする。

(返還金の相殺)

第18条 売主は、第15条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第13条に規定する違約金又

は第16条第2項若しくは前条に規定する損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部 又は一部と相殺するものとする。

(契約締結の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(相隣関係等)

第20条 買主は、物件の引渡し以後においては、十分な注意をもって物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が 生じないよう留意するものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等が生じたときは、売主の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。 (契約に定めのない事項)

第22条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、売主及び買主が協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書を2通作成し、売主及び買主が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和○○年○○月○○日

売主 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広 印

買主 住 所

氏 名 印

契約時の主な留意事項

1 公有財産売買契約書の物件の表示

契約書に記載する地目は登記上のもので、必ずしも現況と一致しておりません。

2 契約書で義務付けられている主な事項

- (1) 売買代金は、指定期日までに納入通知書で一括納入しなければならない。
- (2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。
- (3) 物件の引渡しから5年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業その他これに類する業の用に供してはならない。
- (4) 売買代金を納入期限後に支払った場合は、違約金として当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年14.6%の利率で計算した金額を支払わなければならない。
- (5) 上記(2)、(3)の禁止用途に使用した場合または売買物件の引渡し後に契約者が暴力 団員若しくは暴力団関係事業者に該当することが判明した場合は、違約金として売買代金 の30%に相当する額を支払わなければならない。
- (6) 契約が解除された場合は、札幌市の指示により売買物件を引渡し時の状態に回復したうえで、札幌市に返還しなければならない。
- (7) 契約が解除された場合は、札幌市が指定する期日までに、物件の所有権移転登記の承諾書を札幌市に提出しなければならない。

3 契約解除する場合の留意事項

契約に定める義務を履行しないとき、または契約者が暴力団員若しくは暴力団関係事業者に該当することが判明したときは、契約を解除することがあります。 その際の受領済みの売買代金等については、次のとおり対応いたします。

- (1) 受領済みの売買代金は返還いたします。なお、利息は付しません。
- (2) 契約者が負担した契約の費用(収入印紙代や交通費等)は返還いたしません。
- (3) 契約者が支払った違約金または売買物件に費やした改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他一切の費用は返還いたしません。

4 損害賠償

契約者が契約書に定める義務を履行しなかったことにより札幌市が損害を受けたときは、その損害の賠償を契約者に請求いたします。

関係書類

1 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書

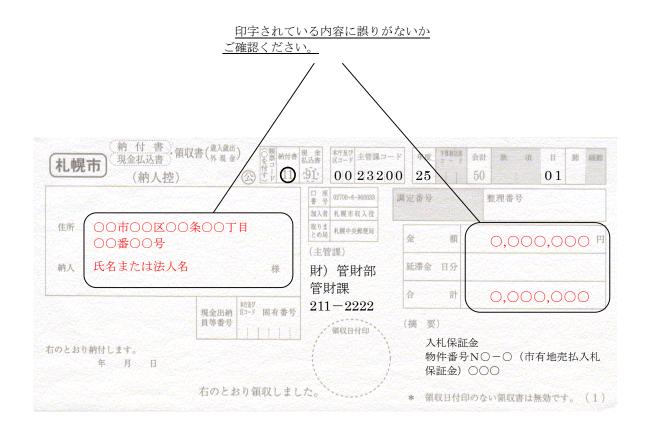
入札参加申込書兼入札保証金返還請求書 札幌市長 秋元 克広 様 令和○○年○○月○○日 提出日: ※太枠内をご記入ください 入札参加申込書 フリガナを忘れずに記入 私は、下記の公有財産を買い受けたいので、募集案内書に記載されている内容を了承し、中込に必要な資格を有し ていることを誓約したうえ、中し込みます。この誓約の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うこと及び 当該官公署に申込者の個人情報が提供されることを承諾します。また、当該物件に対する「入札金額」及び「入札者名」 (個人の場合は落札者名のみ)を札幌市公式ホームペー 一ジにおいて公表することについても承諾します T 060-8611 担当者名と連絡先を必ず記入 住所(所在地) 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 込者(共同 の代表者) カプラキカ、イシャマルマルサッ木、ロ 本件責任者及び担当者 THE LEAST ターイとヨウトリシマリヤク サッポ ロタロウ 氏名 株式会社〇〇札幌 入礼 連絡先 (名称及び代表者名) 代表取締役 礼輕 太郎 090 - *** - *** (推構) 〒 065-0025 ※ 共同入札を行なう場合は、申込者同様に共有者と 住所(所在地) 礼幌市東区北 25 条東 2 丁目 1 番地 なる者の住所、氏名などを能入 世 有 カフ シモカ イシャサンカクサンカクテッホ ロ 本件責任者及び担当者 氏名 ターイヒョウトリシマリヤク ヤマモトシ ロウ 株式会社△△札幌 011 - ++++ -(勤務先) 連絡先 (名称及び代表者名) 代表取締役 山本 次郎 090 - *** - *** (携帯) 法人:役員名簿、登記簿謄本 各1通 ※3ヶ月以内の発行 【繙付書類】個人:住民票 1 通 【注意事項】1 複数の物件を申し込む場合は、物件ごとにこの入札参加申込書兼入札保証金返還請求書が必要になります。 2 共同人札する場合は共有者欄に記入し、3名以上の場合は、もう1枚に追加記入してホチキス止めしてください。 札幌市 ○○ 区 ○○ ○○条○○丁目○番○○ 物件番号 物件所在·地番 入札保証金返還請求書 委任状 札幌市長 様 入札目を記入してください (請求 請求日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和○○年○○月○○日 事由発生は入札日のため) ※ 納付する入札保証 委任者(入札保証金を納付した者) 下記のとおり入札保証金の返還を請求します 物件番号、所在・地番、請求金額(納付済金額)金の金額を記入 都道 札幌市中央区 府県 物件所在 札帳市〇〇区〇〇 住 物件番号 BC#OO • 地番 所 北1条西2丁目1番地 ¥ 0.000.000 請求金額 氏 株式会社〇〇札幌 請求金額は、頭に「¥」を付け、右詰で記入してください。 代表取締役 札幌 太郎 名 請求者及び請求印 ※ 法人の場合は、代表者印を押印 ※フリガナを忘れずに記入 往所 私は、次の者に入札保証金返還の請求及 札幌市東区北 25 条東 2 丁目 1 番地 (所在地) び受領に関する一切の権限を委任します。 遺 カフ シキカ イシャサンカクサンカクサッホ ロダ イヒョウトリシマリヤク フリガナ 請求印 ※ 同一印 時名 受任者(代理人) 氏名 者人 株式会社△△札幌 (名称及び 北海 札幌市東区 代表取締役 山本 次郎 府県 代表者名) 住 振込先金融機関 (郵便局以外) 所 北25条東2丁目1番地 金融機関名 種別 口座番号 店舗名 込先 普通 氏 株式会社△△札幌 〇〇銀行 〇〇支店 1234567 当座 代表取締役 山本 次郎 ※ 〇で囲む 【注意事項】申込者が請求する場合 ※ 印鑑は、印影が変形しない印鑑をお使いく 振込先口座は申込者と同一名義の口座としてください。 ださい。(ゴム印等は不可) 申込者以外の者の口座に振り込みを希望する場合 ※ 申込者が請求する場合は、委任状に必要あ 左の委任状により請求及び受領の権限を委任し、受任者が りませんので、無記入でご提出ください。

してください。

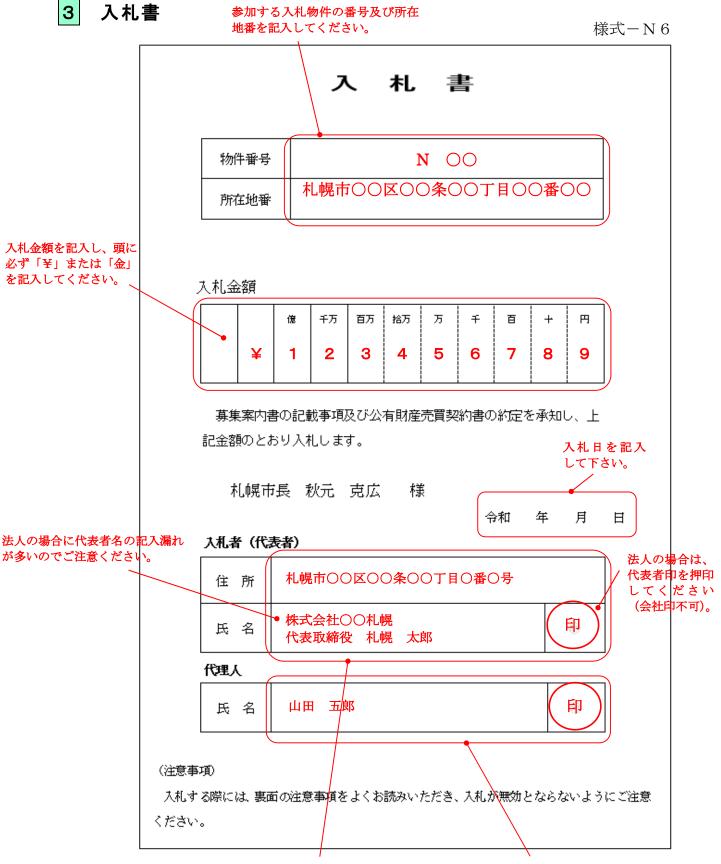
請求をしてください。請求印は受任者欄に押印した印鑑を押

の言己人例

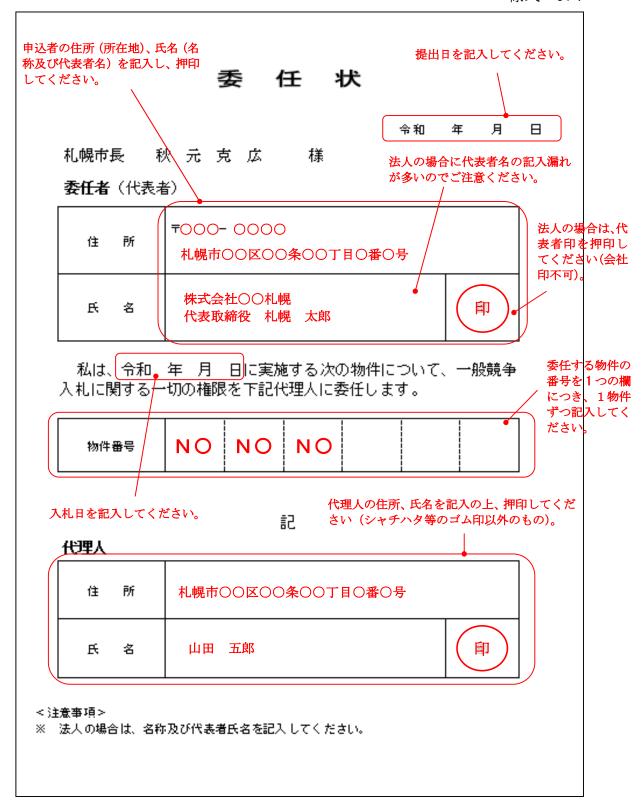
2 入札保証金の納付書



- 1 納付書のお渡し時期
- 入札参加申込書を提出された方に、後日郵送でお渡しします。
- 2 納付期限
- 入札前までに金融機関で納めてください。
- 3 領収書の確認
- 入札当日受付で納付を確認します。原本とコピーを持参して ください(コピーは受付で回収させていただきます)。



申込者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者名)を記入のうえ、押印してください。 代理人が入札する場合は、入札者欄の印は省略できます。 代理の方が入札に参加するときは、代理人の氏名を 記入し、委任状と同一印を押してください。



5 役員名簿(申込者が法人の場合のみ)

様式-共通17

		和暦で記入	.してくださ \	sv. 記入	例
		役員名簿			
役職名	^{ふりがな} 氏 名	住 所	本籍地	生年月日	性別
代表取締役	さっぽろ たろう 札幌 太郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 中央区	昭和〇. 〇. 〇	男
取締役	さっぽろ はなこ 札幌 花子	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 北区	昭和〇.〇.〇	女
取締役	さっぽろ いちろう 札幌 一郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 南区	昭和〇. 〇. 〇	男
取締役	_{さっぽろ} じろう 札幌 二郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 東区	昭和〇. 〇. 〇	男
監査役	さっぽろ さぶろう 札幌 三郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 西区	昭和〇. 〇. 〇	男
		監査役(監査法人含む)も忘れ ずに記入してください。			

- (注1)登記事項証明書に記載されている役員全員を記載すること。申込者が支店又は営業所である場合は、役員全員のほか支店又は営業所を代表する者を記載すること。
- (注2) 本籍地欄は、東京23区又は政令指定都市に所在する場合は区まで、それ以外の場合は 市町村まで記載すること。
- (注3) 役員が外国人登録者である場合は、氏名欄に氏名及び通称名を、本籍地欄に国籍を記載すること。



物件説明書の読み方



1 物件番号

今年度に一般競争入札でお売りする物件の通し番号です。

2 最低売却価格

不動産鑑定評価額や地価公示地等との比較により算出した額です。

3 物件の表示

登記簿上の所在、地番、地目と登記簿上の面積及び実測面積を記載しています。

4 法令に基づく制限

詳細は、つぎの窓口へお問い合わせください。

なお、建ペい率・容積率は、<u>指定建ペ</u>い率・指定容積率です。

【都市計画・土地利用に関すること】

【部門門園 土地門川で関すること】						
お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話番号				
都市計画法・札幌市立 地適正化計画・用途地 域・地域地区等	都市計画課	211-2506				
建築基準法	建築確認課	211-2846				
開発許可・市街化調整 区域	開発指導課	211-2512				
地区計画の決定・変更	地域計画課	211-2545				
建築協定	建築指導部管理課	211-2859				
都市計画道路の調査、 計画	交通計画課	211-2275				
札幌市屋外広告物条例	道路管理課	211-2452				
道路の補修・管理、除 雪	土木センター	下記参照				

【みどりに関すること】

風致地区・特別緑地保 全地区・札幌市緑の保 み 全と創出に関する条例	どりの管理課	211-2522
--	--------	----------

【市街地開発事業に関すること】

土地区画整理事業	1整理事業課 211-2657
----------	------------------------

【各区土木センター】

中央区	614-5800	北区	771-4211
東区	781-3521	白石区	864-8125
厚別区	897-3800	豊平区	851-1681
清田区	888-2800	南区	581-3811
西区	667-3201	手稲区	681-4011

5 私道負担に関する事項

接面道路が私道の場合の受益者負担金など、権利関係について記載されています。

6 公共供給施設

接面道路に配管や配線がある土地は 「有」、ない土地は「無」と記載していま す。

無いものについて、引き込みが可能かど うかなどの詳細は、各供給処理機関にお問 い合わせください。

7 参考事項

【土地の現況】

売り払いする土地の状態等の注意事 項が記載されております。

明細図等と照らし合わせながらご確認ください。

【公共施設等】

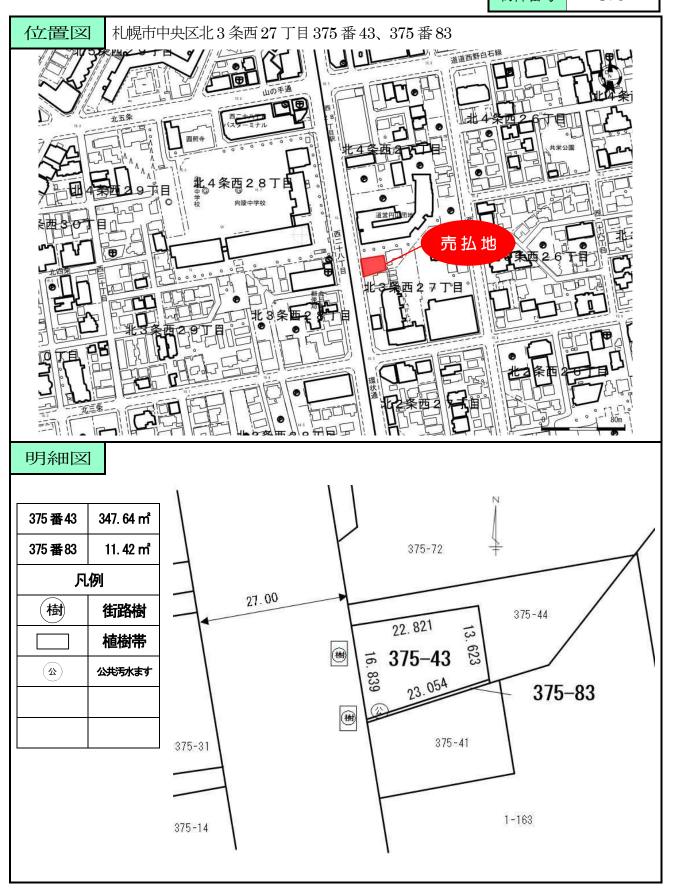
土地と公共施設とのおおよその直線 距離を記載しています。実際の道路に沿って到達する距離とは異なります。

これらの情報は、現地の確認の際に参 考としてご確認ください。

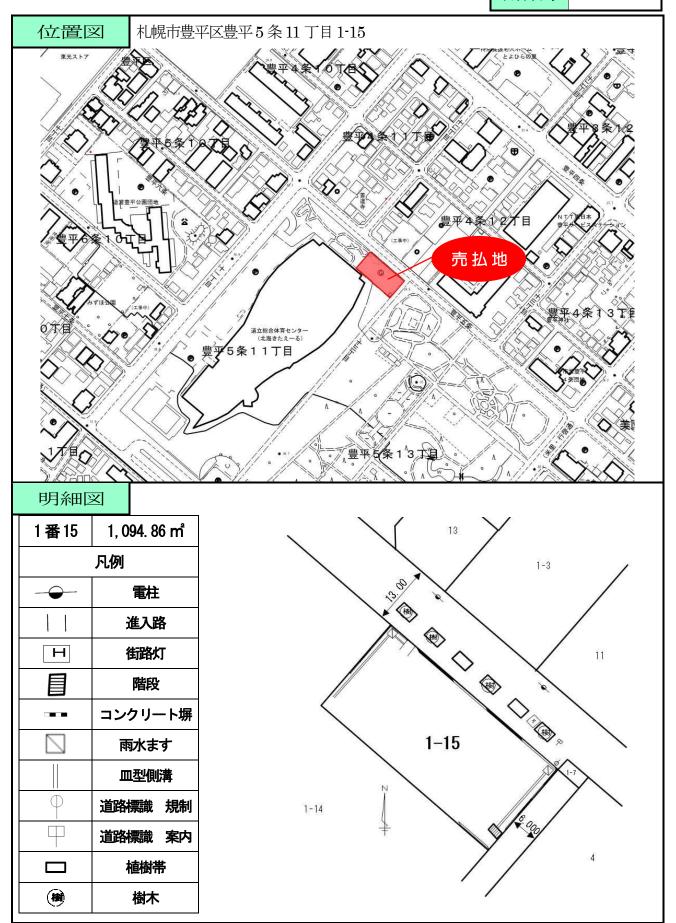
ご自分の利用方法により様々な規制が 関係する場合がございますので、左記の 各お問い合わせ先に詳細を確認する等、 充分把握した上でお申し込みをお願いい たします。

現状と差異が生じた場合には現状で売り払います。

	物件看	野号	N8		最低壳块	训価格	+	2	256,0	000,000	円
<i>₽</i> ⁄⁄л			所 在		地 番	j	地目	公簿	面積	実測	
物件の表示	札幌	市中央国	区北3条西27丁目		375番43 375番83		 宅地 宅地	347. 64	m² m²	347. 64	m² m²
玄 示				計	3/5 金 83	-	七地	11. 42 359. 06	m²	11. 42 359. 06	m m²
	都		区域区分	市街	化区域						
	おおります。		なし	なし 区画整理 なし							
	画 との他制限			なし							
法令			用途地域	近隣	商業地域						
に 基	建		建心率	800	%			容積率	300	%	
法令に基づく制限	建築基準法 その他地域地区 接面道路との関係				33m高度地区、準防火地域、駐車・駐輪附置義務対象区域、日影規制(4 時間 /2.5 時間 測定面 4m)、宅地造成等工事規制区域、集合型居住誘導区域、1 号 市街地、景観計画区域、居住系市街地						
					則市道	(談 済	• 歩道有)	幅員	27. 00	m
		その	他の法令等		札幌市屋外広告物条例、札幌市緑の保全と創出に関する条例、札幌市立地 適正化計画						
Ē	私道負	担に関	身する事項	なし							
<i>(</i>)	和	類	接面道路についての状況				主な	郡 合わせ先			
公共供給施設	訇	気	配線有	北海	首電力(株)道央	統括支	社			0120-07-515	54
 	7	jス 	配管有	北海	道ガス(株)					0570-008800	0
設	上	水道	配管有	札幌市	卡水道局給水	課				011-211-703	32
	下	水道	配管有	札幌市	市下水道河川	局排水	指導課窓	口調整担当		011-818-346	32
参考事項	【公共ます】公共汚水ますが1箇所設置されています。詳細は排水指導課排水指導問合せください。 【上水道】本市水道局の給水図面上では予定栓がありません。 【埋蔵文化財】「周知の埋蔵文化財包蔵地」及びその隣接地等に該当しない地区で【埋蔵文化財】「周知の埋蔵文化財包蔵地」及びその隣接地等に該当しない地区で【土壌汚染】土地利用履歴等調査により、有害物質使用等の経過は確認されません【地下埋設物】支障物件調査のため深さ2m程度の筋堀調査を行っておりますが、ございますのでご容赦願います。宅地造成等の際に地中からガラや石費用等は買受者にてご負担願います。公共ますに所有者及び使用状況たままの状態です。当該管の撤去等については、買受者の責任にてご							区です。 せんでした 、取りを で石等が出 で況不明の こご対応原	た。 浅し等があること 出土した場合の指 の流入管が接続さ 頭います。	とが 散去 され	
	公共	,	役所(中、南3西	,	約 2,200 約 700	m		子(西、西野2-5 ヨ (中、宮ヶ丘2	,	約 3,400 約 500	
	公共施設等		学校(中、北8西学校(中、北4西		約 700 約 60	m m	地下鉄西	副(中、宮ヶ丘3 〒28 丁目駅 ≤4 西 27)) 	約 500 約 90	m m



	物件	番号	N 9	最	是低売却	価格			2	25,5	00,0	0 0 0	円	
物			所 在	坦	也番	地目		公領	· ·	面積	実	測		
物件の表示	札幌	市豊平区	豊平5条11丁目	1	番15	雑種地	L	1,0	94	m²	1, 09	4.86	m²	
玄 示				計				1, 0	94	m²	1, 09	4.86	m²	
	都		区域区分	市街化区域	或									
	都市計画法		計画道路	なし			区	画整理		なし				
	法		その他制限	なし										
注			用途地域	第一種住居	 									
台に			建ペル率	60%			Ź	積率		200%	6			
法令に基づく制限	建築基準法	7	の他地域地区	33m高度地区)、日影结合型居住誘导觀計画区	規制(4 時	謂/2.5 時 都市再開新	間 浿	定面 4m)	、宅	地造成等	工事規制	削区域、	集	
			接通	道路との関係	北東側	市道 (舗装済	f ·	歩道有)	幅員	1	3.00	m
				南東側	市道(歩道有) I山?ァ	幅員 思せる		6.00	m	
	その他の法令等 札幌市屋外広告物外 適正化計画					だけり、 个UPS	51114340	/木土 .と相	ЈЩ(С	.)関 9 るオ	マクリ、 个し	小沢117		
= /	私道負	担に関	する事項	なし										
	利	類	接 面 道 路 についての状況	主な問い合わせ先										
公共供	信	氦	配線有	北海道電力㈱道央統括支社					0120-07-5154		54			
供給	ブ	jス	配管 有	北海道ガス	く(株)						0570	-00880	0	
於給施 設	上	水道	配管 有	札幌市水道	1局給水課	Ę					011-2	211-703	32	
	下	水道	配管有	札幌市下水	〈道河川局	排水指導	課窓口	調整担当			011-8	818-346	52	
		公共ま	す】下水道台帳施			ていません	ん。住	ど等を新築	され	る場合は			の申	
参考事項	土地の現況	【埋蔵文 【土壌汚 【地下埋 【残置物	型側溝および 物の撤去・修	水図面上では 蔵文化財包蔵 等調査により 査のため深さ でご容赦願い 者にてご負担 ンクリート場 それに接続す 復等される際	は予定栓がのできる。 では、有害程をできる。 では、ないまでは、まずでは、ままでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	排水指導がありませんでは、 がその隣別等のの がででは、 での筋塊には、 での筋塊には、 での筋塊には、 での筋塊には、 での筋には、 での筋塊には、 での筋には、 での筋が、は、 での筋が、は、 での筋が、は、 での筋が、は、 での筋が、は、 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのある。 でのまる。 での。 でのまる。 での。 での。 での。 での。 での。 での。 での。 での	ん。 地等に か経 を を で の際に り や 地 が あ り が あ り れ が り れ り り り り り り り り り り り り り り り	1-818-3422 咳当しない な確認され っております や中からガ つます。 ります。	地区 まが、 ラ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	です。 んでした 、取り残 石等が出 階段があ	。 し等がは 土した場 ります。	あること 場合の指 3辺(鉄去	
参考事項	\mathcal{O}	【埋蔵文 【土壌汚 【地下埋 【残置物 【その他	】本市水道局の給 化財】「周知の埋 染】土地利用履歴 設物】支障物件調 ございますの 費用等は買受 外周4辺にコ 型側溝および 物の撤去・修	水図面上では蔵文化財包蔵等調査により、 でご容が願い者にてご容が願い者にていませいに接続するといいに接続するといい。	は予定栓がが、 を2mを2mを2mを2mのででである。 を2mを2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mでである。 を2mである。 を2mである。 を2mである。 を2mである。 を2mである。 を2mである。 を2mである。 を2mである。 を2mである。 を3mでる。 を3mでる を3mでる を3mで	排水指導がありませんででは がでは、 でででは、 ででででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でででで	心。 地等に か経過 を存っ かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい	1-818-3422 咳当しない な確認され っております や中からガ つます。 ります。	地区はすが、一大は、するのでは、	です。 んでした 、取り残 石等が出 階段があ 事等に伴	。 し等がる 土したな ります。 い、これ	あること 場合の指 3辺(鉄去	
参考事項	\mathcal{O}	【埋蔵文 【土壌汚 【地下埋 【残置物 【その他 豊平区名	】本市水道局の給 化財】「周知の埋 染】土地利用履歴 設物】支障物件調 ございますの 費用等は買受 外周4辺にコ 型側溝および 物の撤去・修 】 北東側前面道	水図面上では 蔵文化財包属 等調査により 査のため深さ でご容がででででする とかに接続する 後等される関路との間に国 10) 約	は予定栓がが、有害程。と 2mをと 2mをと 2mを できた。 まずいまで、 3mの では、 3mo で	排水指導が ででは ででは ででは ででは ででは ででは ででは でで	い。 地等に過 をを行い 数地が もり際に 数地が もりと と 整 を を を に 数 に き を に る り に り と り と り と り と り と り と り と り と り と	1-818-3422	地区はすが、一大は、するのでは、	です。 んでした 、取り残 石等が出 階段があ 事等に伴	。 し等がる 土したな ります。 い、これ	あること 場合の指 3辺に いらの相	数去 こ皿 黄造	



	物件番	号	N10		最低売却価格			144,720,000円			
物			所 在		地 番	地目		公簿	面積	実測	
物件の表示	札幌市				564番4					1, 199. 9	8 m²
表示								1, 199. 98	m²	1, 199. 9	8 m²
	都		区域区分	市街	上区域						
	都市計画法		計画道路	なし	なし 区画整理 なし						
No.	黒		その他制限	なし					I.		
法令に			用途地域	第二和	重中高層住居	専用地域					
に基づ	建		建心率	6 0 9	%		7	容積率	200	%	
法令に基づく制限	建築基準法	7	亡の他地域地区	間/2月		4m)、宅地	造成等	区域、自動車ふぐ 等工事規制区域、 地			
		接	面道路との関係		東側 市道 (舗装済 · 歩道有) 幅員 8.00 m						
		その作	也の法令等		卡屋外広告物 化計画	条例、札博	晃市緑	の保全と創出に	こ関する	条例、札幌市	 方立地
= /	私道負担に関する事項										
	種	類	接面道路についての状況			Ē	主な問	小合わせ先			
	種電			北海道	首電力㈱道央		主な問	小合わせ先		0120-07-	5154
		気	ついての状況		首電力(株)道央 首ガス(株)		主な問	小合わせ先		0120-07-	
公共供給施設	電	気 ス	ついての状況 配線 有	北海道		統括支社	主な問	小合わせ先			8800
	世が上水下水	気スは道は道	ついての状況 配線 有 配管 有 配管 有 配管 有	北海道札幌市	道ガス㈱ 市水道局給水 市下水道河川	統括支社 課 局排水指導	課窓	□調 <u>整</u> 担当		0570-008 011-211- 011-818-	7032 3462
	電ガーオート地の現況	気スーダー・ダー・ダー・ダー・ダー・ダー・ダー・ダー・ダー・ダー・ダー・ダー・ダー・	ついての状況 配線 有 配管 有 配管 有 配管 有 配管 有 配管 有 を を はいます。 が が が が が が が が り の が り の が り の が り の り の	北海道・札幌市が、の水蔵等・査で者・まが、の図文調のででである。水域をできます。	道ガス㈱ 市水道局給水 下水道河川 所設置されています。 上では予定を入事といまが、 放照ります。まず、 が、とのでは、 ないまが、 ないまが、 が、は、 が、は、 が、は、 は、 が、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	統括支社 課局排水指導 いまがびで質筋は ででででででででででいる。 は、ででででででいる。 は、でででででいる。 は、でででいる。 は、でででいる。 は、では、できないでは、できない。 は、できないでは、できない。 と、できない。 と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、	課窓に 細は排 ん。等に過を行い でいる	コ調整担当 水指導課排水指 該当しない地区は確認されませ っておりますが 地中からガラや	です。 せんでした 、取りを で石等が出 地側に倒れ 地面が崩れ	0570-008 011-211- 011-818- 011-818-3422 た。 浅し等がある 出土した場合 いる危険性が いるため、残	3800 7032 3462) へお ことが去 あるた 置して
公共供給施設	電ガートオート地の現況	気ス道道【公共議議集制工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	ついての状況 配線 有 配管 有 配管 有 配管 有 配管 有 配管 有 記等 本市水 だらの終 が上地 道 1 本市が 道 1 大地 1	北海道村村の北海道村村の北海道村村の北海道村村の北京の一部では、北京の「本の一郎では、北京の「本の一郎の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「は、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいは、北京の「はいいはいいは、北京の「はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいは、はいは、はいは、はい	道ガス㈱ 市水道局給水 下水道河川 所設置されています。 上では予定を入事といまが、 放照ります。まず、 が、とのでは、 ないまが、 ないまが、 が、は、 が、は、 が、は、 は、 が、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	統括支社 課 局排水 す。 まくりのでは、 では、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でのののでは、 でののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でのののののののののでは、 でのののののののののの	課窓は排る。等経過行に地去渡しと	コ調整担当 水指導課排水指 該当しない地区は確認されませ っておりますが 地中からガラや	区です。 せんでした 、取りを で石等が出 地側に倒め 地面が崩み 整地等に	0570-008 011-211- 011-818- 011-818-3422 た。 浅し等がある 出土した場合 いる危険性が いるため、残	8800 7032 3462 3462 か へお ことが去 あるたて 受者に
公共供給施設	電が上が下土地の現況 公共施	気ス、道、道、仏上地域・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	ついての状況 配線 有 配管 対 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し	北 根 が 、	道ガス㈱ 市水道局給水 下水道河川 所設置されてい 上では蔵り、全のでは、全のでは、 大では、全のでは、 大では、 、 大では、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	統括支社 課 局 水 がび物度をする則 現況 で 西 みと の の 西 みと の の の の の の の の の の の の の の の の の の	課では排した。等に過行にしていると、	コ調整担当 水指導課排水指 該当しない地区は確認されませいではからガラや ロック塀が敷地ことで隣地の地になりますので、	区です。 せんでした 、取りを で石等が出 他側に倒な 他面が崩な 整地等に (-7)	0570-008 011-211- 011-818- 011-818-3422 た。 浅し等がある 出土した場合 いる危険性がいるため、残 こついては買 約 1,5	8800 7032 3462 3462 か へお ことが去 あるたて 受者に

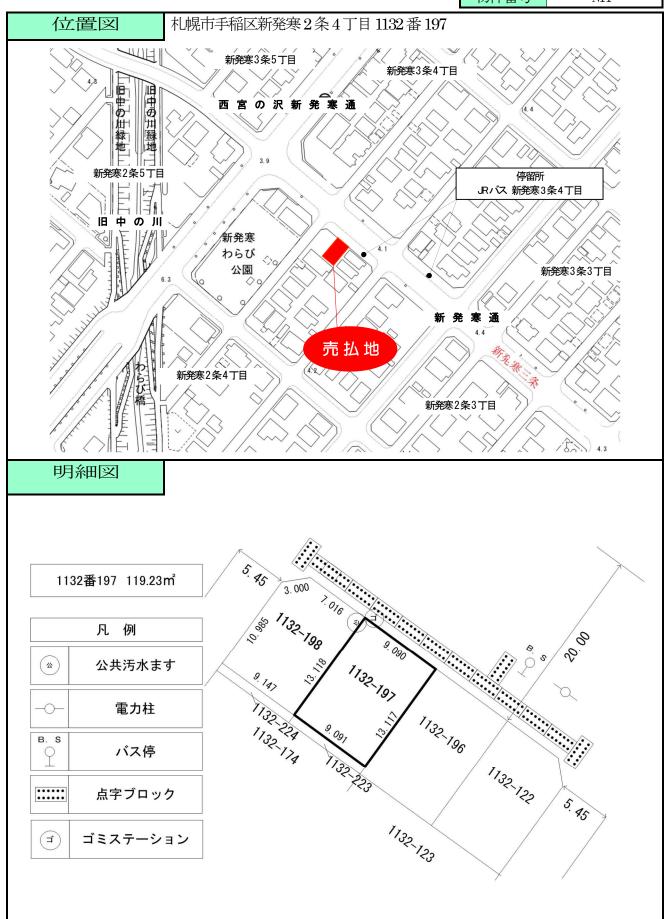


物 件 説 明 書

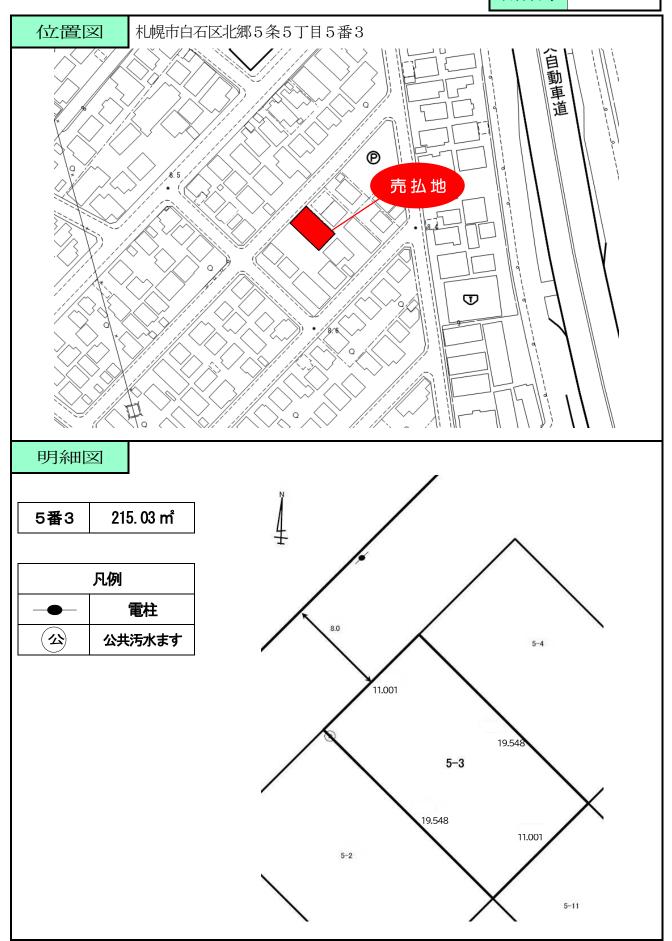
	物件	番号	N11		最低壳块	即価格			12,2	0 0,0	0 0	円
物			所 在		地 番	地	目	八位	面積	(土)和(
物件の表示	14	古手紹	区新発寒2条4丁	3	 1132番197	宅	 10	公簿 119.23	m²	<u>実測</u> 119.2	23	m²
表示	1 4 6 7 6					<u>'</u>		119. 23	m²	119. 2	23	m²
	都		区域区分	市街	化区域				<u> </u>			
	都市計画法		計画道路	なし			Þ	医画整理	なし			
Sit	法		その他制限	なし								
法令			用途地域	第一和	重住居地域							
に基	建		建ぺい率	60%				容積率	200%			
法令に基づく制限	建築基準法	,	その他地域地区	ある[割 (4 時間	/ 2.5 時	区域、自動車ふく 間 測定面 4m)		• • • • •		
		接	面道路との関係	北東		(舗		・ 歩道有)	120	20.		m
		その	他の法令等	札幌i 化計i		条例、札	幌市緑の	保全と創出に関	する条例	、札幌市立	地通	 重正
3	私道負	担に関	関する事項	なし								
	利	鮧	接面道路についての状況				主な	問い合わせ先				
公共供給施設	₫ F	気	配線有	北海	首電力(株)道央統	然括支社				0120-07	-515	54
無給	7	ブス	配管無	北海	首ガス(株)					0570-00	0880	0
施設	上	水道	配管有	札幌下	市水道局給水認	果				011-211	-703	32
	下	水道	配管有	札幌下	卡下水道河川 居	副排水指導	掌課窓口	調整担当		011-818	-346	32
参考事項	土地の現況	【上水】 【接面】 【越境 【埋蔵 【土壌 【地下】	汚染】土地利用履歴 埋設物】支障物件割 り残しが存在す 等の際に地中か	計区 が図面 が は は は は に に に に に に に に に に に に に	上では予定栓 上に点字ブロ)から一部家 締結済みです。 財包蔵地」及 により、有害 め1.5m程度の がありますの や石等が出土	があり、 変え がを がを がで でで でで でで で で で で で で で で で	せん。 ミステー 付随する 接地等に 等を を を を がいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま が れいま か れいま か れいま か も か も か も か も か も か も か も か も か も か	ーションの設置から盛土、鉄ピンが と該当しない地区 は確認されませい地下埋設物は指 はす。その他の未 費用等は買受者に	があります なび仕切り てです。 せんでした 女去しにい 女去しにい 大掘削部分 こてご負担	。 板の越境が 。 ますが、微 を含め、宅 願います。	ると	り、 D取
			他】隣接する市有地 役所(手 前田 1-1	1)	約 3,000	m 新窓	寒わら7			約	50	m
	公共	手稲区	他】 隣接する市有5 役所(手、前田 1-1 小学校(手、新発寒		約 3,000 約 600			び公園(手, 新発 線 宮の沢駅		約 約 3,0	50	m m
	公共施設等	手稲区新発寒	役所(手、前田1-1	€5-5)	約 600	m 地下	鉄東西海	び公園(手, 新発		約 3,0		

物件番号

N11



	物件	番号	N 1 2		最低壳块	即価格		17,	, 46	0, 436	円
物			所 在		地 番	地目	1	公簿	面積	実測	
物件の表示	札幌	市白石区			 5番3	宅地	 也	公傳 215. 03	m²	美 例 215. 03	m²
奈				計				215. 03	m²	215. 03	m²
	都		区域区分	市街	化区域				<u> </u>		
	都市計画法		計画道路	なし				X画整理	なし		
	法		その他制限	なし		1			I		
法会			用途地域	第二	種中高層住居	専用地域	Ž.				
上に基			建心率	6 0	%			容積率	200	%	
法令に基づく制限	建築基準法との他地域地区			区、	建築基準法第	22 条区均	或、自 重	規定がある場合 動車ふくそう地区 測定面 4m)、5	区、出水	のおそれのあ	る区
		接	面道路との関係	北西	1側 市道	(舗装	有	・ 歩道有)	幅員	8.00) m
		その作	也の法令等		市屋外広告物 化計画	条例、札	幌市緑	るの保全と創出に	こ関する	条例、札幌市	立地
Ę	私道負	担に関	する事項	なし							
	利	類	接面道路についての状況				主な	郡 合わせ先			
公共	信用	氦	配線有	北海	道電力㈱道央	統括支社				0120-07-515	4
公共供給施設	7	iス	配管無	北海	道ガス(株)					0570-00880)
产	上	水道	配管有	札幌	市水道局給水	課				011-211-703	2
	下	水道	配管有	札幌	市下水道河川	局排水指	導課窓	口調整担当		011-818-346	2
参考事項	土地の現況 公共協	【上水流【埋蔵次【土壌浴【地下場	道】本市水道局の総 文化財】埋蔵文化財 5染】土地利用履盟 理設物】支障物件課 いますが、取 らガラや石等 用柵】土地の管理用 没所(白、南郷通	導課別が図蔵地包蔵地等調査をいます。 り残しいが出土の標を 1南)	水指導係 (01)上では予定栓及びその他隣により、有害め深さ 2m程等があることした場合の撤残置しており約 2,500	1-818-342 はありませ 接地等に記 物質使用 度の筋垢 がござ 専用の がご 表 現況 白 m 5)	22) へ。 せん。 該当した 等の経済 できずの ます で 受 き も り き い き で き で き で き で き で き で う き で う き て う き う き す う き う き う き う き き う き き き き き	お問い合わせくだない地区です。 過は確認されませており、確認でご容赦願います者にてご負担願いしのため、本市では郷交番(白、	ごさい。 せんでした された支 っ。宅地 は本す。 では散去し 北郷3-	き。 Z障物件は撤去 造成等の際には しません。 約 50	告して 也中か 0 m
	公共施設等		学校(白、北郷4-	ŕ				公園(白、北郷			0 m
	力	北白石	中学校(白、北郷	6-3)	約 450	m 中央	バス	(白、北郷 5-5	5)	約 30	0 m





申込書は、他人が持っていってもいいですか?

▲1 本人以外の方が持参しても受け付けいたします。

つきますが、
ですからですからですからですからですからですからですからですからですがらます。

△2 ありません。札幌市が公共施設を廃止した後の更地や、区画整理事業で換地された土地などです。

A3 本市が行う不動産売却については、宅地建物取引業法の適用除外となっており、 重要事項説明書の交付はしておりませんが、これに類する書類を交付しています。

Q4 落札した場合に、もし融資が決まらなくて契約することができなくなったら 違約金は発生しますか?

▲4 違約金は発生しませんが、納めていただいた入札保証金は返還いたしません。

銀行の融資を受けるためには、融資日に抵当権を設定する必要があるのですが、 同日に所有権移転の登記をしてもらえますか?

A5 事前に融資日をお知らせいただければ、所有権移転の登記(札幌市が作成)と抵 当権の設定(金融機関側が作成)を同時に申請することができます。 なお、遅くとも融資日(支払日)の二週間前までに、担当者までご相談ください。

(1) () 街路樹が物件の目の前にあるのですが、撤去してもらえますか?

A6 街路樹や電柱等の移設、歩道の縁石切り下げ工事などは、道路管理者及び設置者 の承認が必要となりますので、詳しくは該当する区の土木センターへお問い合わせ ください。なお、工事に要する費用は申請者の負担となります。

Q7 物件説明書に記載がなかった事柄により、新たな費用負担が発生しますが、この費用を負担してもらうことは可能ですか?

★7 物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙している もので、全ての事柄を網羅しているものではありません。必ずご自身で現地や各 規制をご確認ください。

なお、開発行為等に伴い予期せぬ費用負担が発生した場合も、これに要する費用は開発事業者の負担となります。

へはおかれる。 はいいですか?

A8 契約書に「所有権移転等の制限」の条項がないものは転売できます。 ただし、契約書により、義務の継承等を義務付けている事項がありますので、 契約書の内容をよくご確認ください。



土地の売買代金のほかに、どのような費用が必要ですか?



次のような経費が必要となります。

【入札時にかかるもの】

① 入札保証金(落札後、契約保証金に充当)

	入札保証金	
	5,000万円未満のもの	50万円
5,000万円以上	1億円未満のもの	250万円
1億円以上	5億円未満のもの	500万円
5 億円以上	10億円未満のもの	2,500万円
10億円以上のもの		その都度定めます。

【契約時にかかるもの】

① 収入印紙代(令和9年3月31日までの税額)

売買	印紙代	
100万円を超え	500万円以下のもの	1千円
500万円を超え	1,000万円以下のもの	5千円
1,000万円を超え	5, 000万円以下のもの	1万円
5, 000万円を超え	1億円以下のもの	3万円
1 億円を超え	5億円以下のもの	6万円
5億円を超え	10億円以下のもの	16万円

② 契約保証金 入札保証金額と同額(入札保証金から充当する)

【登記済証をもらうまでにかかる費用】

登録免許税

土地 固定資産税評価額の1.5パーセント(令和8年3月31日までの税率)

建物 固定資産税評価額の2.0パーセント(個人の居住用家屋の場合は特例あり)

※詳細は各税務署までお問い合わせください。

【自己所有になってからかかる費用】

① 不動産取得税

土地 固定資産税評価額(令和9年3月31日までは宅地や宅地に準ずる土地は2分の1に軽減後)の3パーセント

建物 固定資産税評価額の4パーセント(住宅については3パーセント)

※詳細は札幌道税事務所(011-281-7848)までお問い合わせください。

② **固定資産税** 課税標準額の1.4パーセント

都市計画税 課税標準額の0.3パーセント

賦課期日(1月1日)現在の所有者に対し課税されます。

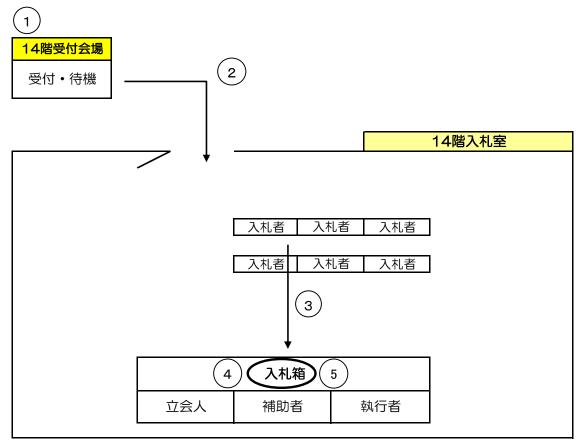
※詳細は各市税事務所までお問い合わせください。

申し込みや入札会場へ 行く前の書類チェック

◆ 申し込みに必要な添付書類のチェック◆

(個人	で申し込む方) 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書(記載もれはありませんか?) 住民票(本籍が記載され、マイナンバーの記載のないものですか?) 添付書類は提出日前3ヶ月以内に発行されたものですか?
(法人	で申し込む方) 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書(記載もれはありませんか?) 登記事項証明書(履歴事項証明書または現在事項証明書ですか?) 役員名簿(札幌市が指定する様式ですか?) 添付書類は提出日前3ヶ月以内に発行されたものですか?
▶入札	.執行日受付までに用意するもののチェック ◆
	入札保証金の領収書(原本とコピー両方お持ちですか?)
	入札書 (押印もれはありませんか?)
	入札書(法人の場合、代表者名の記載もれはありませんか?)
	委任状(代理人が入札する場合(法人の従業員等を含む)は ご用意しましたか?)
	禾仁州 (入村 書の代理 LFII レ禾仁州の代理 LFII け同一ですか?)

入札執行の流れ(参考図)



<u>※入札会場へは、入札者(代理人がいる場合は代理人)以外入室すること</u>ができません。

①入札の受付

受付会場にて入札保証金の領収書を提出してください。なお、代理人が入札する場合は、代理権限を証明する委任状を併せて提出してください。

②入札室へ移動

入札時刻となりましたら入札室へご案内します。

③入札

入札執行者の指示に従い順次入札箱に入札書を投函してください。なお、一度投函した入札書は、 引き換え、変更または取消しできません。

4)開札

開札は入札者及び立会人の面前で行います。

⑤落札者の決定

有効な入札を行い、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した方を落札者といたします。 なお、落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定いたします。

また、開札の結果、落札者がいないときは再度入札は行いません。





スケジュールカレンダー(参考)

※9月12日(金)入札告示

I—————————————————————————————————————	年10月]					
日 日	月	火	水	木	金	土	
12	13 スポ ー ツの日	14	15	16	17 申込開始	18	
19	20	21	22	23	24 申込終了	25	
/26	/27	/28	/29	/30	/31		
令和7年11月							
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3 文化の日	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14 入札	15	
16	17	18	19	20	21 随時募集開始	22	
23勤労感謝の日 /30	24 振替休日	25	26	27	28	29	
令和74	年12月						
日	月	火	水	木	金	±	
	2 契約期限	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29 年末年始	30	31				
令和8年1月							
日	月	火	水	木	金	土	
				1 元日	2	3	
4		6 納入期限 1日(月)に契約		8	9	10	

(契約締結期限について)

- ※契約締結期限は、落札決定日の10営業日後となります。
- ※代金納入期限は、契約締結日の21営業日後となります。仮に令和7年12月1日(月)の契約締結期限に契約された場合は、令和8年1月6日(火)が期限となります。

(随時募集売払について)

※随時募集売払は、実施しない場合があります。入札後に管財課HPにてご確認ください。